

日建・レンタコムカップ

第23回全日本学生女子ヨット選手権大会

開催地：神奈川県三浦郡葉山町葉山港沖

大会期間：平成26年9月20日(土)～23日(火)

共同主催：全日本学生ヨット連盟、関東学生ヨット連盟

公認：財団法人 日本セーリング連盟[H26-8]

特別協賛：日建・レンタコムグループ

日建レンタコム株式会社、日建リース工業株式会社、

日建片桐リース株式会社

協賛：明治商工株式会社、株式会社伊藤園

後援：神奈川県セーリング連盟(14-13) 日本470協会 日本スナイプ協会

葉山町 葉山町教育委員会 葉山町セーリング協会

株式会社葉山マリーナ 株式会社ノースセール・ジャパン

株式会社舵社 株式会社ゴールドウイン 八景島帆走用品店

P I Z Z A - L A

協力：株式会社リビエラリゾート ヒロリギング

帆走指示書(案)

1. 規則

- 1.1 本レガッタには、「セーリング競技規則2013-2016」(以下RRSと言う。)に定義された規則を適用する。
- 1.2 付則Pを適用する。
- 1.3 「470学連申し合わせ事項」、「スナイプ級学連申し合わせ事項」、「全日本学生ヨット連盟規約」および「艇体への大学表示に関する学連申し合わせ事項(平成26年度4月改訂版)」を適用する。
- 1.4 SCIRA規則の「国内及び国際選手権大会の運営規定」は適用しない。
- 1.5 以上の規則には、帆走指示書によって変更されている箇所がある。変更の全文は帆走指示書に明記される。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、大会本部前に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の最初のスタート予告信号の60分前までに、公式掲示板

に掲示される。ただし、レース日程の変更は、それが発効する前日の18時までに公式掲示板に掲示する。

4. 陸上で発する信号

4.1 陸上で発せられる信号は大会本部前に掲揚される。

4.2 陸上においてAP旗が音響信号2声とともに掲げられたときは、出艇を禁止する。その後、AP旗が音響信号1声とともに降下したときは、間もなく出艇が許可される事を意味する。これらはレース信号AP旗の意味を変更している。

4.3 D旗が音響信号1声と共に掲揚された場合、「出艇を許可する」ことを意味する。予告信号はD旗掲揚後30分以降に発せられる。

4.4 帆走指示書5-3において、D旗がクラス旗の上に掲揚及び降下された場合は、当該クラスのみ適用される。

5. レースの日程

5.1 レースの日程は次の通りとする。

| | | |
|----------|-------------------|-----------------|
| 9月20日（土） | 10:00～17:00 | 搬入、受付、計測 |
| | 17:00～17:30 | 艇長会議 |
| 9月21日（日） | 9:00～9:30 | 開会式 |
| | 10:55 | 470級予告信号 |
| | 11:00 | スナイプ級予告信号 |
| | 以降のレースは随時行うものとする。 | |
| 9月22日（月） | 9:25 | 470級予告信号 |
| | 9:30 | スナイプ級予告信号 |
| | 以降のレースは随時行うものとする。 | |
| 9月23日（火） | 9:25 | 470級予告信号 |
| | 9:30 | スナイプ級予告信号 |
| | 以降のレースは随時行うものとする。 | |
| | 17:30 | 表彰式 レセプションパーティー |
| | | （於：リビエラ逗子マリーナ） |

5.2 本レガッタのレース数は各クラス最大8レース、1レースを持って成立する。1日に行うレース数は最大5レースとする。

5.3 原則としてスナイプ級は470級に続いてスタートする。

5.4 各日程における各クラスの次のレースの予告信号は、それぞれ実施可能となれば直ちに発する。この場合、レースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号の5分以前に、スタート運営艇に音響信号1声とともにオレンジ旗を掲揚し競技者に通知する。次のクラスのスタートを連続して実施する場合は、次のクラスに対してオレンジ旗の掲揚は行わない。

5.5 21日（日）及び22日（月）は15：31以降、23日（火）は11：31以降の予告信号は発せられない。

6. クラス旗

クラス旗は次の通りとする。

| | |
|-------|-------|
| クラス | 旗 |
| 470級 | 470旗 |
| スナイプ級 | スナイプ旗 |

7. レース・エリア

添付図Aのレース海面図に概ねのレース・エリアの位置を示す。

8. コース

- 8.1 添付図Bのコース図は、通過するマークの順序、各マークの通過する側及び各マーク間のおおよそのコンパス角度を示す。
- 8.2 スタート・ラインの中間点からマーク1へのおおよそのコンパス方位を、予告信号以前に本部船に掲示する。

9. マーク

- 9.1 マーク1、2、3は黄色の円筒形のブイとする。
- 9.2 マーク4及び指示11に規定する新しいマークはオレンジ色の三角錐のブイとする。
- 9.3 スタート・マークは、スターボードの端にある全日本学連旗を掲げた運営艇とポートの端にあるオレンジ旗を掲げた運営艇である。
- 9.4 フィニッシュ・マークは青色旗を掲げた運営艇と黄色の円筒形のブイとする。

10. スタート

- 10.1 レースは以下の追加事項とRRS26を用いてスタートさせる。
- 10.2 スタート・ラインは、スターボードの端にある運営艇のオレンジ旗を掲揚したマストと、ポートの端となる運営艇のオレンジ旗を掲げたポールとの間とする。
- 10.3 予告信号を発せられていないクラスの艇は、添付図Cに示すスタート・エリアと予告信号が発せられたクラスの艇を回避しなければならない。
- 10.4 スタート信号の4分以降にスタートした艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。これは、RRS A4を変更している。
- 10.5 RRS30.3「黒色旗規則」が適用されたレースにおいてゼネラルリコール信号が発せられた場合又はレースがスタート信号後中止になった場合、黒色旗規則に違反した艇のエントリー番号をそのレースの次の予告信号以前にレース運営艇の本部船後部に掲揚する。これはRRS30.3を変更している。

11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置(またはフィニッシュ・ラインを移動し)できたら直ちに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、青色旗を掲げた運営艇上のポールと反対端の黄色の円筒形のフィニッシュマークの間とする。

13. ペナルティー

- 13.1 RRS P1中の『セール番号』を『エントリーナンバー』と置き換える。これはRRS P1を変更している。
- 13.2 RRS44.1に基づきペナルティーを履行した艇は、プロテスト委員会事務局で入手できる回転報告書に記入の上、抗議締切時刻までにプロテスト委員会事務局へ提出しなければならない。
- 13.3 指示17.2(1)(2)、17.4の申告の手続きに誤りのあった艇に対し、レース委員会は審問なしに、PTPと記録し、フィニッシュ順位に3点を加えた得点を違反のあった直近のレースに与える。この艇のレースの得点は、『フィニッシュしなかった (DNF)』より悪い得点が与えられることはない。この項はRRS63.1及びA5を変更している。
- 13.4 プロテスト委員会は指示10.3、13.2、17、18、19、20、21、23、24及び、RRS77及びRRS Gの規則違反に対するペナルティーを失格より軽減することができる。この指示に基づく裁量のペナルティーに対する特典の略号は、DPIである。

14. タイム・リミット及び、レースの中止とコースの短縮

- 14.1 各クラスのタイム・リミットはRRS28.1に基づき、かつRRS29.1、30.1、30.3に違反しないでスタートした先頭艇フィニッシュの20分後とする。
- 14.2 指示14.1に定めるタイム・リミットまでにフィニッシュしなかった艇は審問なしに「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。これはRRS35、A4、A5を変更している。
- 14.3 スタート後およそ30分以内に先頭艇が最初のマークに到達することが困難であると判断される場合、レース委員会はそのレースを中止することができる。
- 14.4 レース委員会は、RRS32.1に基づく理由によるコース短縮のほか、レースがスタート後およそ90分以内に終了することが困難であると判断される場合には、コースを短縮またはレースを中止することができる。

15. 抗議と救済要求

- 15.1 抗議の意思をもつ艇は、そのレースにおいてフィニッシュした後に、またはリタイアもしくはタイム・リミットとなった場合には、その後に、速やかに青色旗を掲げた運営艇に口頭でその旨を申告しなければならない。これはRRS61.1(a)の追加要件である。但し、プロテスト委員会がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。
- 15.2 抗議書は、プロテスト委員会事務局で入手できる。抗議書は抗議締切時刻内にプロテスト委員会事務局に提出されなければならない。
- 15.3 各クラスの抗議締切時刻は、その日の最終レースで最終艇がフィニッシュしたのち、60分とする。これはRRS61.3を変更している。抗議締切時刻は公式掲示板に掲示する。
- 15.4 当事者であるか、または証人として名前があげられ審問に関わる競技者に通告するために、抗議締切時刻後30分以内に公式掲示板に通告を掲示する。

- 15.5 レース委員会またはプロテスト委員会からのRRS61.1(b)に基づく艇への抗議の通告は、抗議締切時刻までに公式掲示板に提示される。
- 15.6 RRS42違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、公式掲示板に掲示される。
- 15.7 RRS64.3(b)に記載されている「責任ある機関」とは、主催団体により任命された計測員をいう。
- 15.8 指示10-3、17、18、19、20、21、23、24及びRRS77及びRRS Gの違反は、艇による抗議及び救済の根拠とはならない。これはRRS60.1(a)を変更している。
- 15.9 レースの最終日では、審問の再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。これは、RRS66を変更している。
- (1) 再開を要求する当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時刻内。
- (2) 再開を要求する当事者が、その当日に判決を通告された後30分以内。
- 15.10 プロテスト委員会の判決に対する救済要求は、判決の通告から30分以内でなければならない。これはRRS62.2を変更している。

16. 得点

- 16.1 各艇の総得点は、実施された全てのレースの得点を加算し、得点の少ない艇を上位とする。この項はRRS A2を変更している。
- 16.2 総合表彰は、両クラスに各1艇以上参加した大学を対象とする。総合の順位は、各大学で最も順位の良かった両クラスの1艇の最終得点を加算し、合計得点の少ない大学を上位として順位をつける。2大学以上でタイとなった場合には、規則A8を適用する。それでもタイが解けない場合は、総合順位はタイとする。
- 16.3 RRS90.3(b)に規定された以下の規則に基づく失格（「DNE」、「DGM」）に対する得点は、シリーズに参加した艇の数に+5点を加えた得点とする。これはRRS A4.2を変更している。
- RRS2
 - RRS30.3の最後の文
 - RRS P2.2またはP2.3を適用する場合のRRS42
 - RRS69.2(c)(2)

17. 安全規定

- 17.1 出艇申告の受付時間は以下の通りとする。ただし、指示17.4に該当する艇はこの限りではない。
- | | |
|----------|------------|
| 9月21日（日） | 9：30～10：00 |
| 9月22日（月） | 7：30～8：00 |
| 9月23日（火） | 7：30～8：00 |
- 17.2 出艇申告、帰着申告は次の通りとする。
- (1) 当日のレースに出走しようとする艇の代表は、出艇申告時間内に、大会本部に設置されるタリーボードのタリーを裏返して、出艇申告しなければならない。
- (2) 陸上に帰着した艇の責任者は速やかに、大会本部に設置されるタリーボードのタリーを表に戻して、帰着申告しなければならない。帰着申告受付時間は、抗議締切時刻までとする。

- 17.3 転覆その他の理由により帰着が遅れた場合には、その艇の責任者は、その旨を速やかに書面にてレース委員会に届け出なければならない。
- 17.4 レースからリタイアした艇は、できるだけ速やかにレース委員会にその旨を申告し、レース海面を離れなければならない。リタイアした艇は、帰着後速やかにリタイア届けにその理由を記載し、競技者本人自ら（レース委員会が正当な理由があると認めた場合は、その代理人）が提出しなければならない。また、リタイアした艇は、帰着後速やかに指示17.2(2)に従い、帰着申告をしなければならない。その後再度レースに参加する場合、指示17.2(1)に従い、出艇申告を行わなければならない。
- 17.5 レース委員会は、艇が帆走不能または危険な状態にあると判断した場合は、その艇にリタイアを命ずることができる。
- 17.6 競技者は出艇から帰着まで、適正なライフジャケットを着用していなければならない。但し、着替えなどで一時的に脱ぐ場合を除く。これはRRS40およびその前文を変更している。

18. 競技者の交代と装備の交換

- 18.1 艇は海上で競技者の交代を行う場合、当該レースの予告信号以前に、その艇の乗員は大学名・クラス・エントリーナンバー・交代前の競技者名・交代後の競技者名を、レスキュー旗を掲げたレスキュー艇または白旗を掲げたレース委員会運営艇に申告し、確認を受けること。申告なしでの乗員の交代は認めない。また、予告信号以前に申告できなかった場合は、フィニッシュ後直ちに上記方法にて申告を行うこと。なお、申告は、レースエリアでのみ受け付ける。
- 18.2 レース委員会は競技者の交代によりそのレースのスタートに間に合わなくても責任を負わない。
- 18.3 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は最初の適切な機会にレース委員会に行わなければならない。

19. 装備と計測のチェック

- 19.1 国際 470級、国際スナイプ級とも、アンカー（重さ2, 5kg以上）、アンカーロープ（直径8mm以上、長さ25m以上）、もやいロープ（直径8mm以上、長さ10m以上、スナイプのみ長さ15m以上）、全長60cm以上で10cm×30cm以上の漕ぐ部分のあるパドル（手かきパドルを除く）を搭載しなければならない。アンカーおよびパドルの搭載については、国際470級クラス規則C5を変更している。また、アンカーはすぐに使用可能な状態で搭載し艇体またはマストに結束しておかななければならない。
- 19.2 艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従って、いつでも検査されることがある。海上において、艇は、レース委員会により検査のために、ただちに指定したエリアに進むことを指示されることがある。

20. 運営艇

運営艇の標識は、次の通りとする。

- レース委員会運営艇：白色旗
- プロテスト委員会艇：J旗
- レスキュー艇：レスキュー旗

21. 支援艇

- 21.1 支援艇の出艇は、主催団体から要請があった場合に救助活動に協力することを条件として事前に申請し、許可された場合に限る。
- 21.2 支援艇は出艇してから帰着するまでの間、主催者が用意した、番号を記した赤色旗を掲揚しなければならない。また、支援艇の乗員は出艇から帰着まで、適正なライフジャケットを着用していなければならない。但し、着替えなどで一時的に脱ぐ場合を除く。
- 21.3 支援艇はレース委員会艇及びプロテスト委員会艇の運行を妨げてはならない。
- 21.4 支援艇は、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻から全ての艇がフィニッシュするか、またはレース委員会が延期、ゼネラルリコールまたは中止の信号を発するまで、各マークを結んで出来る多角形の各辺から外側に約150m隔てた平行線にかこまれるエリア内に侵入してはならず、さらに全てのレース中の艇から150m以上の距離を隔てて航行しなければならない。（添付図C参照）
- 21.5 支援艇がレース艇に支援を行う場合は添付図Cのエリア外で行わなければならない。
- 21.6 支援艇の葉山港での係留を禁止する。葉山港で陸揚げするか、葉山港以外のマリーナでの係留場所を確保しなければならない。
- 21.7 レース委員会は、荒天などの理由により、支援艇に対して救助の要請をすることがある。この場合、レース委員会運営艇に数字旗8を掲揚する。
- 21.8 この条項に違反した報告を受けた場合、プロテスト委員会は調査検討し、違反が認められた場合は当該支援艇に関係する参加艇全てに裁量ペナルティーを課す場合がある。

22. ゴミの処分

艇はゴミを支援艇又は運営艇に渡してもよい。

23. 無線通信

艇は、レース中無線通信を行ってはならず、また全ての艇が利用できない無線通信を傍受してはならない。この制限は、携帯電話にも適用する。

24. 責任の否認

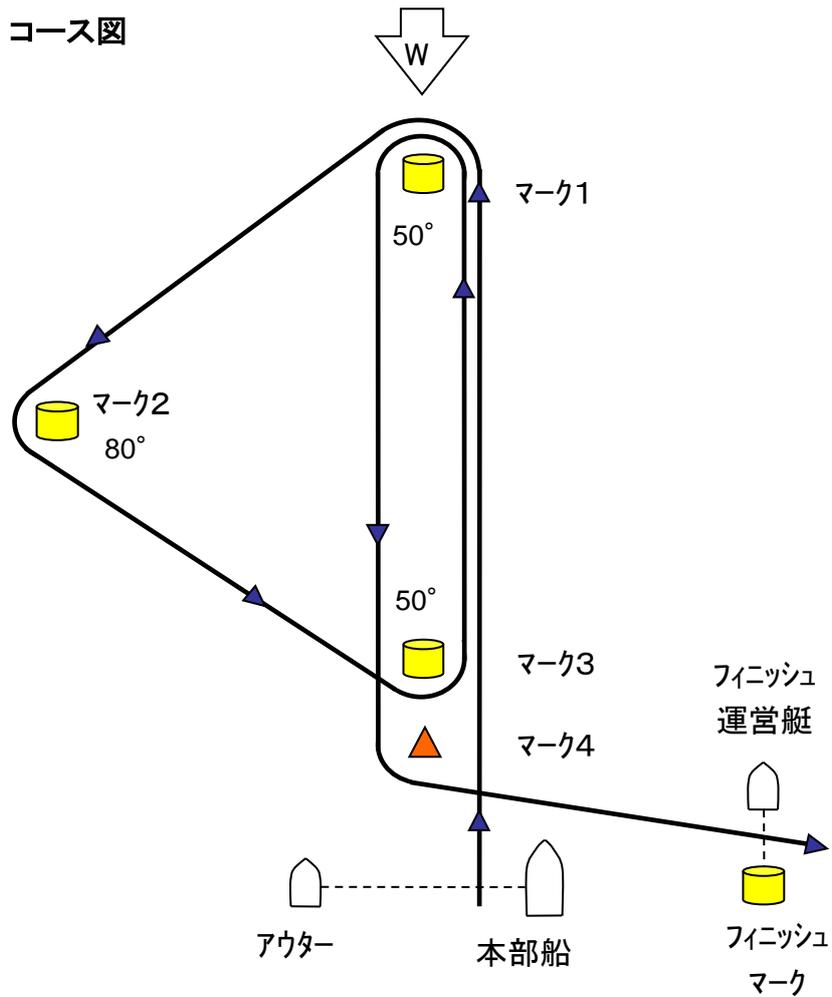
- 24.1 競技者は、自分自身の責任において本大会に参加している。RRS4「レースをすることの決定」を参照すること。
- 24.2 主催団体は、本大会前、本大会中、本大会後に関連して受けた物的損傷または人身傷害もしくは、死亡に対するいかなる責任も負わない。

添付図A レースエリア



添付図B

コース図



添付図C レスキュー入船禁止区域(■の部分)

